## 「ひと・ペットセット共済保障プラン」約款

### 1. 名称及び目的

この ひととペット(犬・猫)とをセットとする医療共済保障ブランは「ひと・ペット(愛犬・愛猫)セット型共済保障プラン」と称します。 今や愛犬・愛猫は生活を共にする家族の一員として見られており、既に当会でも皆様方の強い要望によって 愛犬・愛猫医療共済保障ブラン「マイ・リズム "キャッツ&ドック"」を運営しています。

この従来の共済では「ひと」は保障の対象にはなっていませんでしたが、このたびひととペットを家族として全体的に 医療共済の補償対象とした"自家保険"として創設されました。

ご契約者(ご家族を含めた)の医療費等のご負担を少しでも軽減し、将来に向けてのご安心と癒しのためにお役に立てれば何よりと思います。

### 2. 加入条件

ご契約者はマイライフベット福祉共済会の会員になっていただくことが必要です。

入会金は1,000円で、この医療共済保障プランの初回掛金と同時にお支払い頂いても結構です。 尚、加入する犬・猫については1年以内の予防接種等が必要です。

- (1) 犬:5種以上の混合ワクチンと狂犬病の予防接種
- (2) 猫:3種以上の混合ワクチン
- 尚、災害救助犬・闘犬・警察犬・猟犬、サーカス犬等の特定業務に従事する 犬・猫は加入できません。 また、申込者が一般的に危険と思われる職業に従事している場合、加入することはできません。(消防・警察・船員・パイロット等)

## 3. 加入年令

- (1) ひと: 50歳以上~85歳以下[加入申込時に年齢を確認できる書類(免許証、健康保険証等)のコピーが必要です。]
- (2)ペット:生後60日以上~8歳以下の健康な場合に限ります。[可能な場合は血統書等のコピーを提出して下さい。]

# 4. 加入審査

申込書の告知欄における自己申告だけです。

### 5. 契約日(保障開始日)

通常は原則として申込書ならびに掛金、入会金が確認された後、2週間以内に責任(保障)を開始致します。 責任(保障)開始日は、加入者証の申込日欄と致します。但し、悪性潰瘍(ガン)を原因とする通院・入院、手術の医療保障に 関しては契約日より95日を経過した日より開始いたします。

### 6. 保障期間と更新

共済保障期間は契約日より満1ケ年とし、期間満了日の1ケ月前までに中途解約の申し出がない場合は自動継続更新されます。 但し、その時期においてひと・ペットの健康状態こ異常が見られたときは速やかに当会宛にご連絡下さい。

## 7. 掛金の未払いと失効・猶予期間

月払いで、口座引落し日の月末日までに掛金のお支払いがない場合、その翌月の末日まで猶予期間と致しますが、その末日を経過しますとこの保障プラン契約は「失効」となり共済金・給付金の事由があっても、支払いはございません。 年払いの場合は、口座引落し日或いはお支払期日の翌々月の末日までを猶予期間と致しますので、その猶予期間内に掛金のご入金がありませんと月払いと同様「失効」となります。

### 8. 入会金・コース別の掛金及び共済金・給付金のお支払い(保障内容)

共済金・給付金のお支払いは保障開始期以後に発病した疾病又は不慮の事故による傷害を原因とするものになります。 各コース別のお支払いは次の通りです。

(1)入会金·掛金 ペット(小型犬・中型犬・猫) ペット[大型犬(18kg以上)] ひと 項目 1.000円 5,000円(ひと+大型犬以外のペット) 50,000円(ひと+大型犬以外のペット) 月払掛金 年払掛金 7,000円(ひと+大型犬) 70,000円(ひと+大型犬) 月払掛金 年払掛金 ひと・ペット毎の掛金(計算上必要な場合に基準とする金額) 月払掛金 2,000円 3.000円 4,000円 20.000円 30.000円 40,000円 年払掛金 ペットが複数の場合の掛金 2頭目 2.000円 4.000円 月払 年払 20,000円 40.000円 1,800円 3,600円 3頭目以降 月払 (10%割引) 年払 36.000円 18.000円

# (2)共済金・給付金のお支払い(保障内容)

共済金・給付金のお支払いは保障開始期以後に発病した疾病又は不慮の事故による傷害を原因とするものになります。 各コース別のお支払いは次の通りです。

台コース別のお支払いよ次の通りです。						
項目	ペット(小型犬・中型犬・猫)		ひと		ペット[大型犬(18kg以上)]	
保障期間	終身					
通院治療費給付金	1日目から	上限 3,000円/1日	1日目から	上限 1,500円/1日	1日目から	上限 5,000円/1日
上限日数	60日/1年					
入院治療費給付金	1日目から 上限5,000円/1日				1日目から	上限 10,000円/1日
上限日数	30日/1年(1泊が1日)					
手術給付金	30,000円/1回					
上限回数	2回/1年					
がん給付金	治療費とは別途	30,000円	治療費とは別途	50,000円	治療費とは別途	30,000円
死亡給付金 (保障開始から2年以 内の死亡は早期死 亡で免責)	治療費とは別途	* 30.000円	治療費とは別途	* 100,000円	治療費とは別途	* 30.000円
高度後遺症傷害	治療費とは別途	30,000円	治療費とは別途	* 100,000円	治療費とは別途	30,000円

9. 共済金・給付金の受取人

共済金・給付金の受取人は原則として契約者です。万が一、契約者が共済金・給付金を受け取ることが 出来ない場合(死亡等によって)は、法定相続人といたします。

### 10. 告知兼務

加入申込書(含む、告知書)の記載事項に事実を告げなかったり、又は不実の事(虚偽)を告げでた場合は、本会は将来に向かって当該契約を解除することが出来ます。この場合、払込掛金は返還いたしませんし、共済金・給付金の請求があってもお支払いはいたしません。

### 11. クーリングオフ

申込日から8日以内の消印のある書面をマイ・ライフペット福祉共済会宛にお送りいただければ、クーリングオフが 出来ます。 この場合、共済掛金全額を返金いたします。

#### 12 解於

契約者は将来に向かっていつでも契約を解約することができます(ひと/ペット(犬・猫)セットでのみ)。 この時月払の場合、解約返戻金はありません。年払いの場合、未経過の掛金(月割)の80%を解約返戻金として支払います。 ペット死亡時の、ひとの共済契約は継続可能です。解約する場合は上記解約の条件と同様です。 ひと死亡時のペットの契約については、ご家族等で契約の引継(月払いの場合の次回更新時までのペットの掛金の お支払いを含め)をされる方がおられる場合は次回更新時まで継続可能です。解約する場合は上記と同様です。

13. 共済金・給付金をお支払できない場合(免責事項)

## ひと・ペット共通免責事項

- (1)地震・台風・火災による傷病、天災地変・暴動・テロ・噴火・津波による傷病及びこれらによる火災による傷病。
- (2契約者の犯罪行為・自殺行為を起因とする傷病、及び契約者ならびにその親族による故意・過失による傷病。
- (3)加入申込書、共済金·給付金請求書の記載に虚偽·誤り·事実と異なる申告があった場合。 (医師、獣医師によるものを含む)
- (4)共済金・給付金の請求時に、当会が求める書類や資料の提出がない場合。
- (5)共済金·給付金の請求時に、医師(ひと)・獣医師(ペット)の資格を持たない者が診断·治療等を行った費用。
- (6)医療過誤、医師・獣医師或いは病院・動物病院の責任による原因により生じた傷病及び死亡の場合。 (医師・獣医師或いは病院・動物病院の不正行為によるものを含む。)
- (7)加入時点で先天性·後天性傷病·傷害」があったことが後に発覚した時、当該傷病·傷害の治療費用。 (契約者が既知か否かは問わず)
- (8)契約者が車両等の交通違反・過失を起因とし起こした交通事故等による傷病。
- (9)歯科全般。
- (10)共済掛金の入金遅延・未払い等がある場合、未入金期間内に罹患発症した症病・傷害及びその罹患発症時期を問わずその未入金期間内における一切の共済金・給付金の支払い。
- (11)契約者が非居住者となった場合及び海外における傷病及び死亡。
- (12)加入後の早期死亡の場合(早期とは保障開始日から2年以内のこと)。

### \*特記事項(準免責事項)

1年を超えて同一傷病(同一原因で発症した傷病を含む)の治療(検査等含む)が継続した場合は、給付の停止または減額の対象となります。

# ひと・ペット 個別の免責事項

ひと

- (1)妊娠、出産、流産、早産等における通院・治療及びこれらの外科的手術の医療。
- (2)接骨、整体、マッサージ等.。
- (3)脳疾患、精神科、神経科、心療内科等の治療。
- (4)美容・整形目的の施術等。
- (5)放射線照射や放射線汚染。
- (6)頸椎症候群又は腰痛・手足のシビレ等。
- (7)神経痛、リウマチ等。
- (8)薬物、アルコール等による傷病。
- (9)人間ドックや検査のための入院・通院。
- (10)完治したと思われる傷病でも、完治が困難とみられる 傷病(例えば 糖尿病、白血病、膠原病など)。
- (11)ウィルス性感染症など。(A型肝炎、B型肝炎等)
- (12)上記(1)~(11)に記載されていないもので各種健康保険 適用外の傷病等。

ペット

- (1)競技・演技・競争行為中に起きた事故並びにこれらを起因とする傷病。
- (2)特定の役務・業務に従事させた際に起きた事故並びにこれらを起因とする傷病。
  - (但し、盲導犬・聴導犬・生活介助犬を除きます。)
- (3)健康体に施す処置や予防的処置[(妊娠・出産・早産・ 流産・帝王切開・分娩・誤飲・誤食・避妊安楽死・爪切 (狼爪)・断耳・断尾・具腺処理・美容整形の施術・等々] 及びこれらを起因とする傷病並びに処置によって生じた 傷病。
- (4)動物の愛護及び管理に関する法律により定められた基本的管理を怠ったことが原因で生じた傷病。
- (5)狂犬病及びこれを起因・原因とする傷病。
- (6)猫エイズ並びに未知のウィルスや未知の伝染病、 感染症及び治療方法の確立されていない傷病。
- (7)ワクチン、フィラリヤ等の予防接種費用、ノミ・ダニの 予防措置費用。
- (8)以下の症病について、有効期間内にその予防接種を 受けていない場合。
  - ・ジステンハー、犬パラインフルエンサ、犬パルボウィルス感染症、 伝染性肝炎、犬アデノウィルス感染症、コロナウィルス感染症、 レプトスピラ感染症
  - ・猫汎白血球減少症、猫カリシウィルス感染症、猫ウィルス性 鼻気管炎、猫白血球ウィルス感染症等予防可能な伝染病 及びフィラリヤ感染症
- ・ノミ・ダニ感染症

## 14. 共済金・給付金の請求手続き

当会所定の「共済金・給付金請求書」及び加入者証(自署でサイン記入済のもの)に次の書類を添えて当会宛に送付してください。

- (1)病院(ひと)・動物病院(ペット)等が発行する領収証(診療明細の記載あるもの)のコピー。
- ②事故によるものについては警察署発行の関係書類のコ
- ③死亡共済金
  - ・ひと 医師が発行する死亡診断書(又は死体検案書)のコピー。 共済金受取人は法定相続人となるので、法定相続人を特定できる書類のコピー。
  - ・ペット 獣医師が発行する死亡診断書もしくは死亡診断書に替わる書類(火葬証明書等)のコピー。
- ④契約者の共済金・給付金請求手続きが請求事由発生の日から1年を経過しますと支払いは出来なくなります。

## 15. 契約内容の変更と訂正

契約者(加入者)は加入申込書記載の内容の内、次の事項につき変更或いは誤りがあった場合、当会所定の変更(更生)届により変更手続きをして下さい。手続き未了の場合、共済金・給付金の支払いができないことがあります。

- ①契約者の氏名、住所、電話(携帯)番号、性別。
- ②コースもしくは掛金の支払い方法。
- ③ペットの性別、
- 4ペットの体重。

# 16. 個人情報の取扱い

- (1)ここでいう個人情報とは次の情報
- ①各種問合せ(入会手続き前)により取得した情報

メールアト・レス、電話番号、住所等

- ②加入申込手続き・変更手続きにより取得した次の情報 氏名・性別・年齢・生年月日・住所・電話番号・メールアト・レス等及びヘット関連情報等
- ③掛金の収納あるいは共済金・給付金支払のためにのために取得した次の情報 銀行・支店名・口座の種類・口座名義・口座番号
- ④共済金·給付金請求手続きに伴い取得した次の情報 診療を受けた医療機関·動物病院、診療内容、診療明細書等記載事項 死亡の証明のために取得した書類の記載事項

## (2)上記(1)の個人情報の利用目的は次の通り

- ①各種お問合せに対する回答(当共済会入会前含む)
- ②当共済会入会手続きに必要な業務
- ③掛金の収納に必要な業務
- ④共済金·給付金の支払に必要な業務
- ⑤共済金・給付金請求内容確認に必要な業務(医療機関等への問合せ等)
- ⑥掛金の入金が滞納した場合、会員との連絡が取れなくなった場合等に必要な業務

## (3)個人情報の第三者への提供

法令に基づくものを除き上記(2)以外の目的で第三者に提供することはありません。 但し、当共済会で必要と判断し提供する場合は、必ず会員本人に事前に同意を得ることとします。

## 17. 管轄裁判所

この契約における、加入契約者と当共済会間の訴訟については、当共済会所定地の住所を管轄とする地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とします。